

Disclosure2023

AICHIKEN IRYO SHINYO KUMIAI

2023年3月末の現況

愛知県医療信用組合

ごあいさつ

組合員の先生方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

日頃は、「愛知県医療信用組合」をご利用ご支援賜りまして、誠にありがとうございます。

このたび、当組合の現況（令和5年3月期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

わが国の経済は、ようやくコロナ禍による行動制限が緩和され、インバウンドの復活などにより、全体として持ち直しの動きがみられますが、ロシアのウクライナ侵攻等を契機とするエネルギー・食糧価格の高騰、欧米における相次ぐ銀行破綻など世界経済の動向が懸念される状況にあります。

歯科業界におきましては、少子高齢化問題や歯科医師の過剰問題など幾多の課題があり、一層の経営努力が求められています。

このように当組合を取り巻く環境は、一段と厳しさを増していますが、当組合におきましては、安定的かつ計画的な業務運営により、昨年度に続き、本年度も本業で利益を計上することができました。

「医療信」は、愛知・岐阜・三重県歯科医師会の皆様にとってご利用しやすい信用組合として、組合員から「医療信が一番頼れる金融機関だ」と言われるように、その責務を実践してまいります。

引き続き、「歯科医の歯科医による歯科医のための組合」という役割ならびに「相互扶助」の理念と「利益は組合員に還元」という経営方針に則り、健全経営に努めてまいります。

今後とも、ご支援ご高配賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。

令和5年7月

愛知県医療信用組合
理事長 梶村 豊彦

愛知県医療信用組合 組合員の皆様へ

■事業方針

【基本方針】

歯科医師の相互扶助精神に基づいた協同組織による業域の信用組合として、金融業務を通して組合員の経済的安定化を図り、歯科業界の発展に貢献する事を基本理念としております。

【経営方針】

- (1) 組合員から信用・信頼・安心を得る信用組合を目指し「歯科医の歯科医による歯科医のための組合」としての役割を果たします。
- (2) 歯科医師のための金融機関として堅実経営に徹し、安定した歯科医院経営のお役に立てるよう業域組合として信頼性の向上を図ります。
- (3) 当組合は、企業倫理を確立し、法令やルールを厳正に遵守するとともに誠実・公正な行動により、社会からの信頼の確保に努め、常に組合員の方々、地域社会に開かれた経営を目指します。
- (4) 当組合は、経営の自己責任原則のもと、リスク管理の強化、自己資本の充実、経営の透明性等経営の健全性の確保に努めます。

《当組合の経営姿勢と考え方》

昭和37年「愛知県医療信用組合」は愛知県歯科医師会会員の相互扶助と共存共栄を図る一助として、時の会長益川勘平先生が中心となり設立されました。

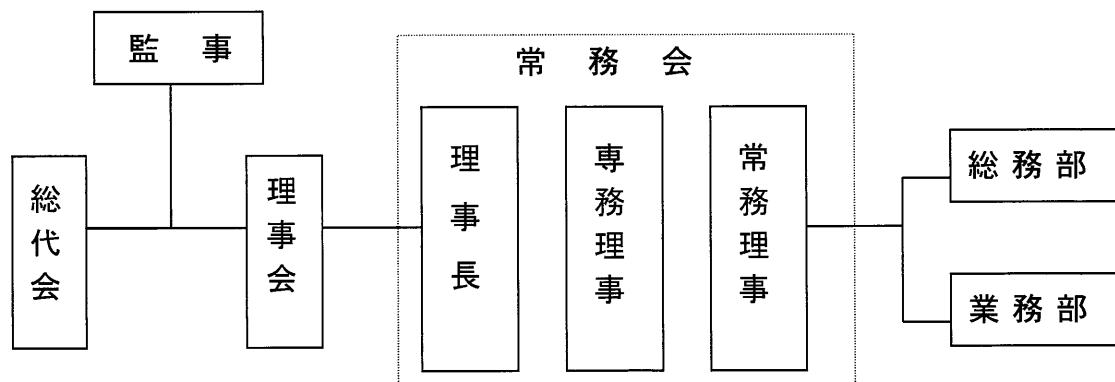
「歯科医師は毎日現金が入ることから貯蓄心がなく、経済意識に乏しい。」ということから、組合員が診療報酬から毎月積立預金を行い、又、資金が必要な時は融資が受けられるということに当組合の設立趣旨はあります。

平成27年6月には、岐阜県、三重県にも営業エリアを拡大し、岐阜県、三重県の先生方にもご利用いただけるようになっております。

金融業界においては金融の自由化が着々と進み、自己責任原則のもと、リスク管理強化、自己資本の充実、経営の透明性等、経営の健全性の確保が一層強く求められています。また歯科業界においても、少子・高齢化問題、歯科医師の過剰問題等があり、一層の経営努力が求められているものと思われます。

こうした環境の中、皆様に利用しやすく、又、お役に立てる金融機関として日々努めてまいります。金融業務は多様化しておりますが、今後も安心して頼れる信用組合を目指し、体力強化に取り組んでまいりますので、なお一層のご指導ご愛顧をお願い申しあげます。

■事業の組織



愛知県医療信用組合 組合員の皆様へ

■役員一覧 (令和5年6月末現在)

非常勤	理 事 長	梶村 豊彦
非常勤	専務理事	五藤 義彦
常 勤	常務理事	竹村 光喜
非常勤	理 事	長屋 良隆
非常勤	理 事	大竹 豊彦
非常勤	理 事	根来 武史
非常勤	理 事	糸山 晓
非常勤	監 事	鈴木 祥夫
非常勤	監 事	中田 論理

■組合員の推移

(単位:人)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
個 人	3, 020	2, 992
法 人	80	80
合 計	3, 100	3, 072

■店舗(自動機器設置状況)

・名古屋市中区丸の内三丁目5番18号

愛知県歯科医師会館6階

現金自動預払機1台(愛知県歯科医師会館内)

■営業地区と対象者 (令和5年6月末現在)

- ・愛知県、岐阜県及び三重県一円
- ・愛知県、岐阜県及び三重県において歯科医療に従事する者又はその関係者(居住者を含む)及び、その者が組織する法人及びその役職員

■当組合のあゆみ(沿革)

年 月	内 容
昭和 37 年 9 月 18 日	信用組合設立総会開催 発起人総代 益川勘平氏
昭和 37 年 9 月 27 日	「愛知県医療信用組合」設立認可
昭和 37 年 10 月 1 日	営業開始 初代組合長益川勘平氏 (名古屋市中区関鍛冶屋町1-3)
昭和 41 年 3 月 30 日	営業場所移転 名古屋市中区丸の内三丁目5番18号
昭和 43 年 8 月 31 日	中野時哉氏 理事長に就任
昭和 53 年 5 月 13 日	芦刈三郎氏 理事長に就任
昭和 57 年 3 月 10 日	内国為替取引に関する事業認可
昭和 58 年 3 月 14 日	山中弘三郎氏 理事長に就任
昭和 58 年 5 月 19 日	吉兼 守氏 理事長に就任
昭和 63 年 7 月 18 日	全信組センター及び共同オンラインシステムに移行
平成 2 年 5 月 10 日	宮下和人氏 理事長に就任
平成 2 年 7 月 31 日	現金自動支払機(CD)業務開始
平成 12 年 4 月 1 日	監督官庁東海財務局に移行
平成 12 年 8 月 16 日	現金自動預払機(ATM)業務開始
平成 15 年 6 月 21 日	神谷龍司氏 理事長に就任
平成 16 年 5 月 17 日	郵貯ATM利用開始
平成 18 年 6 月 22 日	池 清輔氏 理事長に就任
平成 21 年 6 月 25 日	吉田勝弘氏 理事長に就任
平成 23 年 2 月 21 日	セブン銀行ATM利用開始
平成 23 年 3 月 22 日	会館建替えに伴い、一時移転(名古屋市中区丸の内二丁目4番7号)
平成 24 年 9 月 10 日	愛知県歯科医師会館6階に移転(名古屋市中区丸の内三丁目5番18号)
平成 27 年 6 月 25 日	営業地区を愛知県、岐阜県及び三重県一円に拡大
令和 3 年 6 月 10 日	鈴木康次氏 理事長に就任
令和 5 年 5 月 7 日	SKC第7次オンラインシステムに移行
令和 5 年 6 月 8 日	梶村豊彦氏 理事長に就任

愛知県医療信用組合 組合員の皆様へ

■令和4年度 経営環境・事業概況

【経営環境】

令和4年度のわが国経済は、コロナ禍による行動制限が緩和され全体として持ち直しの動きがみられます。ロシアのウクライナ侵攻等を契機とするエネルギー・食糧価格の高騰や欧米各国の金融引締めによる景気後退など、世界経済の動向が懸念される状況にあります。

このような環境のもと、当組合は安定的かつ計画的な業務運営により本年度も本業黒字決算を達成しましたが、日本銀行の金融政策修正の気配はうかがわれるものの、平成28年度に導入されたマイナス金利政策は継続中であり、当組合を取り巻く環境は引き続き非常に厳しいものがあります。

【当組合の業績】

貸出金は、設備資金、マイカーローン等が増加し、前年度末比95百万円の増加となりました。預金は、個人、法人とも増加し、前年度末比5億53百万円の増加となりました。また有価証券運用においては、市場金利の上昇等により、その他有価証券評価損益が前年度比1億91百万円減少し、47百万円の評価損となりましたが、減損は発生しません。

当期純利益は計画を上回り12百万円、コア業務純益も18百万円の黒字となりました。

また、当年度末の自己資本比率は前年度から1.06%減少し12.69%となりましたが、基準比率の4.0%以上をクリアしております。

【償却及び引当の方針】

企業会計基準、当組合の規定に則って償却及び引当を行う方針です。

【事業の展望及び信用組合が対処すべき課題】

歯科業界では、少子高齢化問題や歯科医師の過剰問題など幾多の課題があり、引き続き厳しい経営環境が続いています。

「医療信」は歯科医師のための信用組合であるという社会的使命のもと、創業の理念を踏まえ、預金・貸出業務に軸足を置いた経営を貫き、「歯科医の歯科医による歯科医のための組合」としての役割を果たしてまいります。

また愛知県のみならず、岐阜県および三重県、両地域の先生方にも、ご愛顧頂けるよう努めてまいります。

引き続き、<安全・安心>のできる経営に努め、経営の健全性・透明性に徹し、経営管理（ガバナンス）の強化、コンプライアンスを遵守し、リスク管理態勢の確立を図るなど、歯科業界に貢献できる信用組合を目指してまいります。

経理・経営内容

■貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度			
(資産の部)								
現金	23,088	23,680	預金積金	10,716,985	11,270,674			
預け金	3,933,353	3,710,441	普通預金	4,040,466	4,196,716			
有価証券	6,619,550	6,826,420	定期預金	6,676,322	7,073,696			
国債	-	-	その他の預金	196	261			
地方債	659,730	641,590	借用金	350,000	50,000			
社債	4,845,618	5,103,925	当座借越	350,000	50,000			
株式	21,725	21,725	その他負債	12,567	14,612			
その他の証券	1,092,477	1,059,179	未決済為替借	5,136	3,495			
貸出金	1,385,521	1,480,909	未払費用	3,907	3,960			
証書貸付	1,385,435	1,480,773	未払法人税等	817	3,800			
当座貸越	86	135	前受収益	1,218	1,427			
その他資産	50,103	46,702	払戻未済金	927	1,311			
未決済為替貸	230	115	その他の負債	560	617			
全信組連出資金	29,100	29,100	賞与引当金	1,275	1,308			
前払費用	-	-	退職給付引当金	16,734	18,092			
未収収益	16,227	16,887	役員退職慰労引当金	4,610	6,112			
その他の資産	4,545	599	繰延税金負債	30,120	-			
有形固定資産	9,030	7,557	負債の部合計	11,132,295	11,360,800			
建物	5,039	4,914	(純資産の部)					
その他の有形固定資産	3,991	2,643	出資金	40,049	39,138			
無形固定資産	247	247	普通出資金	40,049	39,138			
ソフトウェア	-	-	利益剰余金	728,346	737,902			
その他の無形固定資産	247	247	利益準備金	44,110	44,110			
繰延税金資産	-	556	その他利益剰余金	684,236	693,792			
貸倒引当金	△6,747	△6,332	特別積立金	580,000	650,000			
(うち個別貸倒引当金)	△2,082	△1,805	当期未処分剰余金	104,236	43,792			
			組合員勘定合計	768,395	777,040			
			その他有価証券評価差額金	113,457	△47,657			
			評価・換算差額等合計	113,457	△47,657			
			純資産の部合計	881,853	729,383			
資産の部合計	12,014,148	12,090,183	負債及び純資産の部合計	12,014,148	12,090,183			

経理・経営内容

(注)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	50年	動産	4年～20年
----	-----	----	--------
4. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等修正が必要な場合は修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

（1）制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）

年金資産の額	225,436百万円
年金財政計算上の数理債務の額	221,592百万円
差引額	3,843百万円

（2）制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

（自令和3年4月分 至令和4年3月分） 0.039%

（3）補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円（及び別途積立金16,238百万円）である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、掛金1百万円を費用処理している。

なお、（掛金）の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 9百万円
10. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 -百万円
11. 有形固定資産の減価償却累計額 24百万円
12. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次の通りであります。

なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息の各勘定に計上されるものであります。

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額 1百万円

危険債権額 -百万円

三月以上延滞債権額 -百万円

貸出条件緩和債権額 -百万円

合計額 1百万円

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破綻手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

13. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産 預け金 50百万円

担保資産に対応する債務 借用金 50百万円

上記のほか、内国為替取引のために預け金100百万円を担保として提供しております。

経理・経営内容

14. 出資1口当たりの純資産額は18,636円19銭です。

15. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、預け金、有価証券、貸出金等があり、信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、融資規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

有価証券については、発行体の信用リスクに関して、信用情報や時価の把握を定期的に行い、常務会・理事会に報告・協議しています。

②市場リスクの管理

金利の変動、市場価格の変動リスクについて、市場リスク管理規定に基づいてリスク量の計測、管理し、その状況は常務会・理事会に報告・協議しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクについて、資金管理を行い、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスなどによって、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち、貸出金、預け金、預金、借用金については簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

16. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	3,710	3,713	3
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	500	501	1
その他有価証券	6,326	6,326	-
(3) 貸出金 (*1)	1,480		
貸倒引当金 (*2)	△6		
貸出金計	1,474	1,481	6
金融資産計	12,011	12,023	11
(1) 預金積金 (*1)	11,270	11,276	6
(2) 借用金 (*1)	50	50	-
金融負債計	11,320	11,326	6

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引価格によっております。非上場株式の一部は証券会社の店頭扱いによる売買の直近の約定価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②①以外で、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

③以外で、固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

経理・経営内容

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた額を時価とみなしております。

(2) 借用金

借用金については、帳簿簿価を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	0 百万円
組合出資金	29
合 計	29

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下20.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

[時価が貸借対照表計上額を超えるもの]

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
地 方 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
社 債	—	—	—
そ の 他	200	206	6
小 計	200	206	6

[時価が貸借対照表計上額を超えないもの]

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
地 方 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
社 債	100	99	△1
そ の 他	200	196	△4
小 計	300	295	△5
合 計	500	501	1

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の保有はありません。

(4) その他の有価証券

[貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの]

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	21 百万円	19 百万円	2 百万円
債 券	2,769	2,700	68
地 方 債	641	599	41
社 債	2,127	2,100	27
そ の 他	204	172	31
小 計	2,994	2,891	102

[貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの]

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	— 百万円	— 百万円	— 百万円
債 券	2,876	3,000	△124
地 方 債	—	—	—
社 債	2,876	3,000	△124
そ の 他	455	481	△26
小 計	3,331	3,482	△150
合 計	6,326	6,373	△47

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は50%以上下落であります。

18. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

経理・経営内容

20. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	903 百万円	1,627 百万円	1,020 百万円	2,094 百万円
地方債	—	315	221	105
社債	903	1,312	799	1,989
その他	299	99	389	112
合計	1,203	1,727	1,410	2,207

21. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

退職給付引当金損金算入限度額超過額	3 百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	0
税務上の繰越欠損金	—
その他	2
繰延税金資産小計	6
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5
評価性引当額小計	△5
繰延税金資産合計	0

繰延税金負債

その他有価証券評価差額	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	0 百万円

経理・経営内容

■損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	105,386	109,252
資金運用収益	100,977	106,352
貸出金利息	22,565	24,679
預け金利息	4,109	3,870
有価証券利息配当金	73,138	76,638
その他の受入利息	1,164	1,164
役務取引等収益	1,815	2,235
受入為替手数料	1,610	2,034
その他の役務収益	205	201
その他業務収益	2,410	3
国債等債券売却益	2,410	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	0	3
その他経常収益	183	661
貸倒引当金戻入益	-	415
償却債権取立益	-	133
株式等売却益	-	-
その他の経常収益	183	112
経常費用	94,765	91,939
資金調達費用	7,692	8,027
預金利息	7,911	8,091
借用金利息	△219	△64
その他の支払利息	-	-
役務取引等費用	5,268	5,259
支払為替手数料	1,171	1,148
その他の役務費用	4,097	4,110
その他業務費用	2,318	25
国債等債券売却損	2,318	25
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	-	-
経費	79,387	78,604
人件費	47,849	48,124
物件費	31,405	30,369
税金	132	110
その他経常費用	99	23
貸倒引当金繰入額	98	-
貸出金償却	-	-
株式等売却損	-	-
その他の経常費用	1	23
経常利益	10,620	17,312
特別利益	-	-
固定資産処分益	-	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	-	-
固定資産処分損	-	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	10,620	17,312
法人税・住民税及び事業税	2,162	5,111
法人税等調整額	△14	△152
法人税等合計	2,148	4,959
当期純利益	8,472	12,353
繰越金(当期首残高)	95,764	31,438
当期末処分剰余金	104,236	43,792

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 307円10銭

経理・経営内容

■ 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	104,236	43,792
積立金取崩額	-	-
剰余金処分額	72,798	2,726
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金	(年7%) 2,798	(年7%) 2,726
特別積立金	70,000	-
次期繰越金	31,438	41,065

■ 業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	93,284	98,325
資金運用収益	100,977	106,352
資金調達費用	7,692	8,027
役務取引等収支	△3,452	△3,023
役務取引等収益	1,815	2,235
役務取引等費用	5,268	5,259
その他の業務収支	92	△22
その他業務収益	2,410	3
その他業務費用	2,318	25
業務粗利益	89,924	95,279
業務粗利益率	0.76%	0.78%
業務純益	11,879	18,176
実質業務純益	11,941	18,176
コア業務純益	11,849	18,202
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	11,849	18,202

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平残×100

2. 業務純益=業務収益-業務費用

3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

■ 受取利息および支払利息の増減 (単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
受取利息の増減	△1,548	5,375
支払利息の増減	△747	334

■ 役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
役務取引等収益	1,815	2,235
受入為替手数料	1,610	2,034
その他の 受入手数料	205	201
役務取引等費用	5,268	5,259
支払為替手数料	1,171	1,148
その他の 支払手数料	4,097	4,110

■ 経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
人件費	47,849	48,124
報酬給料手当	38,478	38,837
退職給付費用	2,911	2,673
その他	6,459	6,613
物件費	31,405	30,369
事務費	18,205	19,053
固定資産費	6,246	6,210
事業費	1,701	1,999
人事厚生費	209	120
減価償却費	2,095	1,472
その他	2,947	1,512
税 金	132	110
経 費 合 計	79,387	78,604

経理・経営内容

■主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	102,034	111,346	104,240	105,386	109,252
経常利益	6,322	5,967	8,775	10,620	17,312
当期純利益	4,389	4,686	6,901	8,472	12,353
預金積金残高	9,324,525	9,735,126	10,350,214	10,716,985	11,270,674
貸出金残高	1,190,833	1,263,232	1,333,261	1,385,521	1,480,909
有価証券残高	6,491,930	6,267,853	6,593,779	6,619,550	6,826,420
総資産額	10,830,878	11,034,801	11,782,909	12,014,148	12,090,183
純資産額	959,684	881,396	908,475	881,853	729,383
自己資本比率(単体)	15.07%	14.62%	13.74%	13.75%	12.69%
出資総額	41,294	40,576	40,466	40,049	39,138
出資総口数	41,294口	40,576口	40,466口	40,049口	39,138口
出資配当金	2,879	2,811	2,816	2,798	2,726
職員数	4人	4人	4人	4人	4人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

■資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位:千円)

年度	令和3年度			令和4年度		
	項目	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息
資金運用勘定	11,708,436	100,977	0.86%	12,161,954	106,352	0.87%
うち貸出金	1,337,944	22,565	1.68%	1,428,735	24,679	1.72%
うち預け金	3,892,584	4,109	0.10%	3,707,191	3,870	0.10%
うち有価証券	6,448,807	73,138	1.13%	6,996,928	76,638	1.09%
資金調達勘定	11,045,022	7,692	0.07%	11,483,503	8,027	0.07%
うち預金積金	10,665,570	7,911	0.07%	11,295,558	8,091	0.07%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度81,060千円、令和4年度79,918千円)を控除して表示しております。

■総資産利益率

(単位:%)

区分	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.08	0.14
総資産当期純利益率	0.07	0.10

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益÷総資産平均残高×100

■総資金利鞘等

(単位:%)

区分	令和3年度	令和4年度
資金運用利回①	0.86	0.87
資金調達原価率②	0.77	0.74
資金利鞘①-②	0.08	0.13

経理・経営内容

■自己資本の充実状況

○自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	765	774
うち、出資金及び資本剰余金の額	40	39
うち、利益剰余金の額	728	737
うち、外部流出予定額(△)	2	2
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4	4
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4	4
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (1)	770	778
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービス・ライツに係るもの除く。)の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るもの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産(一時差異に係るもの除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	0	0
自己資本		
自己資本の額(イー(口)) (ハ)	770	778
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	5,422	5,951
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	177	182
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	5,599	6,133
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)/(二)	13.75%	12.69%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

経理・経営内容

○自己資本調達手段の概要

令和4年度末の自己資本額のうち当組合が積立てているもの以外は組合員の皆さんからお預かりしている出資金にて調達しています。

○自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度につきましては、国内基準行の所要最低自己資本比率である4%を大きく上回る自己資本比率を確保しています。

一方、将来の自己資本充実策につきましては、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えています。

■有価証券、金銭の信託等の評価

○売買目的有価証券

該当事項ありません。

○満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	300	310	10	200	206	6
	小計	300	310	10	200	206	6
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	100	99	△0
	その他	100	98	△1	200	196	△3
	小計	100	98	△1	300	295	△4
合 計		400	409	9	500	501	1

(注)1. 上記の「その他」は、外国証券です。

○子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項ありません。

経理・経営内容

○その他有価証券

(単位: 百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	21	19	2	21	19	2
	債券	4,326	4,201	124	2,769	2,700	68
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	659	599	59	641	599	41
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	3,666	3,601	65	2,127	2,100	27
	その他	445	393	51	204	172	31
	小計	4,792	4,614	178	2,994	2,891	102
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	1,179	1,200	△21	2,876	3,000	△124
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	1,179	1,200	△21	2,876	3,000	△124
	その他	247	260	△12	455	481	△26
	小計	1,426	1,460	△34	3,331	3,482	△150
合計		6,219	6,075	143	6,326	6,373	△47

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

○市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位: 千円)

項目	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	-	-
関連法人等株式	-	-
非上場株式	100	100
組合出資金	29,100	29,100

○オフバランス取引の状況

保有する外国証券の一部にヘッジ手段として先物外国為替取引が組み込まれておりますが、その評価損益等は「その他有価証券」に含まれております。

○運用目的の金銭の信託

該当事項ありません。

○満期保有目的の金銭の信託

該当事項ありません。

○その他の金銭の信託

該当事項ありません。

経理・経営内容

■その他業務収益の内訳

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度
国債等債券売却益	2,410	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	0	3
合 計	2,410	3

■預貸率および預証率

(単位: %)

項目	令和3年度	令和4年度
預貸率	期末	12.92%
	期中平均	12.54%
預証率	期末	61.76%
	期中平均	60.46%

■1店舗当りの

預金および貸出金残高

(単位:百万円)

項目	令和3年度末	令和4年度末
預 金 残 高	10,716	11,270
貸 出 金 残 高	1,385	1,480

■職員1人当りの

預金および貸出金残高

(単位:百万円)

項目	令和3年度末	令和4年度末
預 金 残 高	2,679	2,817
貸 出 金 残 高	346	370

資金調達

■預金種目別平均残高

(単位:百万円)

種 目	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
流動性預金	4,029	37.8%	4,280	37.9%
定期性預金	6,636	62.2%	7,014	62.1%
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合 計	10,665	100.0%	11,295	100.0%

■預金者別預金残高

(単位:百万円)

種 目	令和3年度末		令和4年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
個 人	6,840	63.8%	7,224	64.1%
法 人	3,876	36.2%	4,046	35.9%
合 計	10,716	100.0%	11,270	100.0%

■定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利定期預金	6,228	6,586
その他の定期預金	448	487
合 計	6,676	7,073

資金運用

■貸出金種類別平均残高

(単位:百万円)

種目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	-	-	-	-
手形貸付	-	-	-	-
証書貸付	1,337	99.9%	1,428	99.9%
当座貸越	0	0.1%	0	0.1%
合計	1,337	100.0%	1,428	100.0%

■有価証券種類別平均残高

(単位:百万円)

区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	-	-%	-	-%
地方債	600	9.3%	600	8.6%
社債	4,763	73.9%	5,323	76.1%
株式	22	0.3%	19	0.3%
その他の証券	1,062	16.5%	1,053	15.0%
合計	6,448	100.0%	6,996	100.0%

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めないもの
国債	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
地方債	令和3年度	-	-	319	340	-
	令和4年度	-	315	221	105	-
社債	令和3年度	603	1,417	727	1,995	101
	令和4年度	903	1,312	799	1,989	99
株式	令和3年度	-	-	-	-	21
	令和4年度	-	-	-	-	21
その他 の証券	令和3年度	-	400	395	114	181
	令和4年度	299	99	389	112	156
合計	令和3年度	603	1,817	1,442	2,450	304
	令和4年度	1,203	1,727	1,410	2,207	277

■担保種類別貸出金残高

(単位:百万円)

区分	金額	構成比
預金積金	0	0.0%
有価証券	0	0.0%
動産	-	-
不動産	-	-
小計	475	34.4%
	478	32.3%
保証	890	64.2%
信用	940	63.5%
合計	1,385	100.0%
	1,480	100.0%

■貸出金利区分別残高

(単位:百万円)

区分	令和3年度	令和4年度
固定金利貸出	42	19
変動金利貸出	1,342	1,461
合計	1,385	1,480

■貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項目		期末残	増減額
令和3年度	一般貸倒引当金	4	0
	個別貸倒引当金	2	0
	合計	6	0
令和4年度	一般貸倒引当金	4	△0
	個別貸倒引当金	1	△0
	合計	6	△0

■貸出金償却額

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	-	-

■貸出金業種別および使途別残高・構成比

(単位:百万円)

業種別	令和3年度				令和4年度			
	設備	運転	合計	構成比	設備	運転	合計	構成比
医療・福祉	521	181	703	50.8%	616	129	746	50.4%
その他の産業	-	-	-	-%	-	-	-	-%
小計	521	181	703	50.8%	616	129	746	50.4%
個人(住宅・消費・納税資金等)	114	567	681	49.2%	168	566	734	49.6%
合計	636	749	1,385	100.0%	785	695	1,480	100.0%
構成比	45.9%	54.1%	-	100.0%	53.0%	47.0%	-	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容

■ 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B+C) / (A)	引当率 (%) (C) / (A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	2	-	2	100.00	100.00
	令和4年度	1	-	1	100.00	100.00
危険債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
要管理債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
小計	令和3年度	2	-	2	100.00	100.00
	令和4年度	1	-	1	100.00	100.00
正常債権	令和3年度	1,383				
	令和4年度	1,479				
合計	令和3年度	1,385				
	令和4年度	1,480				

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
- 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息の各勘定に計上されるものです。
- 金額は決算後（償却後）の計数です。

地域貢献

■ 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

歯科医療に携わる歯科医の先生方は主にその地域に密着し、地域住民の歯科医療、健康管理の分野を担い、地域社会に貢献しています。業域信用組合である当組合は、組合員の先生方に融資・預金等の金融サービスを広く提供することにより、地域社会に貢献してまいります。

■中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

(1) 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は歯科医師会会員の相互扶助と共存共栄を図る目的で設立された業域組合であり、決算内容や外形的な事実だけでなく、事業の状況を勘案しつつ、歯科医師のライフステージに合った条件設定、融資判断を行うよう努めてまいります。

(2) 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

お客様からの相談窓口を業務部長とし、資金繰り改善および経営改善に向けた取組に対する支援に努めてまいります。また、他の金融機関から借入を行っているお客様から、貸付条件の変更等について、お申込みご相談があつた場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意を頂いた上で守秘業務に留意しつつ、該当する他の金融機関と相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

(3) 中小企業の経営支援に関する取組状況

お客様の状況に応じた貸付条件の変更等については、事業の状況を勘案しつつ、可能な限り速やかに実施するよう努めておりますが、歯科医院の経営については、その特殊性から、当組合では具体的なコンサルティング等の実績はなく、以下の点について、具体的な事例等はございません。

①創業・新規事業開拓の支援

該当事項ございません。

②成長段階における支援

該当事項ございません。

③経営改善・事業再生・業種転換等の支援

該当事項ございません。

(4) 地域の活性化に関する取組状況

該当事項ございません。

■「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に、真摯に対応するため、『「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針』を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

令和4年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は1件(前年度0件)、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は3.8%(同0%)、「保証契約を解除した件数」は0件(同0件)、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数」0件(同0件)となっております。

経営内容

■法令遵守の体制

信用組合の社会的・公共的役割を正しく認識し、法令を遵守することにより信用組合の信頼性の向上を図ります。

現状においては、各種法令、業務規定、就業規則等により業務運営をしており、求められている企業倫理に応えるため次の課題に取り組み努力しております。

- ①日常業務 業務運営における既存規定、法令やルール、社会的規範について再認識して体制を整えております。
- ②教育研鑽 社会的責任とコンプライアンスの意識を持たせるため、マニュアル遵守を徹底し意識の向上を図っております。
- ③情報開示 経営情報の公正なディスクローズを行い、当組合の状況を開示することにより業域組合としての信頼性を高めます。

■苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、当組合本店にお申し出ください。

【愛知県医療信用組合】 052-962-9569

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.iryoushin.com/>

紛争解決措置

愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777）、

愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-9449）、

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。東京三弁護士会の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

【東海信用組合協会 東海地区しんくみ苦情等相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および12月29日から1月3日を除く）

受付時間：午前9時～12時、午後1時～4時30分 電話：052-451-2110

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関休業日を除く）

受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456

経営内容

■リスク管理体制

－定性的事項－

- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・証券化エクスポートジャーナーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポートジャーナー又は株式等エクスポートジャーナーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

■信用リスクに関する事項

【リスク管理方針及び手続の概要】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであると認識し、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則って与信判断を行うことに努めています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、自己査定による債務者区分、与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先管理など、様々な角度からの分析を行っています。個別案件の審査・与信管理は、業務部が起案し、常務理事が第一義的に行い、常務会に諮ることとしています。また、決裁した案件については定例的に理事会に報告しています。

信用コストである貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」、「資産償却・引当計上基準規定」に則って債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金に当る正常先、要注意先、要管理先についてはそれぞれの債権額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を、個別貸倒引当金については優良担保を除いた未保全額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。その結果は、理事会に報告するほか、監事による監査を受けています。

【標準的手法が適用されるポートフォリオに係る事項】

リスク・ウェイトの判定に使用する格付機関は、(株)日本格付研究所(JCR)と(株)格付投資情報センター(R&I)及びS&Pを採用しています。なお、エクスポートジャーナーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、不動産担保、保証などが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金、不動産等、保証には、人的保証、保証会社による民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「融資規定」、「不動産担保における当組合評価基準」に則って、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

自己資本比率算出における信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金担保、保証として地方公共団体等の保証、貸出金と自組合預金の相殺として日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借用金」が該当します。

経営内容

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引として外国為替関連取引がありますが、仕組債の中に内包されているものであり、当組合として個別の管理は行っておりません。長期決済期間取引はありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項ありません。

■オペレーション・リスクに関する事項

【リスク管理方針及び手続の概要】

オペレーション・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、または外的事象が生ずることから当組合に生じる損失に係るリスクをいいます。

当組合は、オペレーション・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、オペレーション・リスクに係る諸規定を定めて日々の適切な業務運営に努めています。

○オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、オペレーション・リスク相当額の算出については基礎的手法を採用しています。

■出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要に関する事項

出資金は、上部団体となる「全国信用協同組合連合会」であり、また市場価格のない株式は、当組合のオンラインシステム管理を委託している信用組合業界出資の「信組情報サービス株式会社」であり、これらについては定期的なリスク管理を行っておりません。

店頭市場で売買される株式については、取引価格を毎月理事会へ報告・管理しております。

不動産投資信託(J-REIT)については、価格変動リスクをVaRにて把握し、毎月理事会へ報告・管理しております。

■金利リスクに関する事項

【リスク管理の方針及び手続の概要】

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に関する影響をいいます。

当組合では、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を検討する態勢を取っています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク量や収益及び自己資本額への影響度などを総務部が定期的(四半期毎)に計測・評価し、理事会は適宜報告を受けて、金利リスクの状況を把握するとともに、資産と負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努め、今後の対応について検討しています。

尚、当組合の金利感応資産及び負債は、預け金、有価証券、貸出金、預金、借用金が該当します。

経営内容

【金利リスク算定手法の概要】

・流動性預金におけるコア預金の算定および定期預金の早期解約に関する前提是、いずれも「開示告示に関するQ & A」に記載されている保守的な前提に基づいております。

・コア預金の算定

対 象：流動性預金

算定方法：①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現在高の50%相当額、のうち最小の額を上限に満期5年以内(平均2.5年)として算定しています。

・定期預金の早期解約に関する前提

早期解約率：34%

・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1.25年

・流動性預金に割り当てられた金利改定の最長期間：5年

・複数通貨の集計方法及びその前提：保有通貨は円貨のみ

・スプレッドについては、割引金利には含めず、キャッシュフローに含めております。

・内部モデルは使用しておりません。

・△EVEの算出値については、他のリスクも含めた統合的リスクの観点から、当組合の自己資本と比し、問題ない水準と判断しております。

∞∞∞

資料編

■リスク管理体制

－定量的事項－

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実状況P.13をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクspoージャーを除く）
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- ・証券化エクspoージャーに関する事項…該当事項なし
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等エクspoージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項

経営内容

■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計 ※1	5,422	216	5,951	238
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	5,419	216	5,949	237
(i) ソブリン向け	20	0	10	0
(ii) 金融機関向け	918	36	912	36
(iii) 法人等向け	1,865	74	2,074	82
(iv) 中小企業等・個人向け	57	2	85	3
(v) 抵当権付住宅ローン	9	0	8	0
(vi) 不動産取得等事業向け	300	12	300	12
(vii) 三月以上延滞等	-	-	-	-
(viii) 出資等	173	6	173	6
出資等のエクspoージャー	173	6	173	6
重要な出資のエクspoージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	752	30	1,003	40
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクspoージャー	29	1	29	1
(xi) その他	1,292	51	1,351	54
② 証券化エクspoージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	-	-	-	-
⑥CVA リスク相当額を 8%で除して得た額	2	0	2	0
⑦中央清算機関関連エクspoージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーションル・リスク	177	7	182	7
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	5,599	223	6,133	245

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセットの額×4 %
 2. 「エクspoージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
 5. 「(xi) その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクspoージャーです。
 6. オペレーションル・リスクは、当組合は基礎的手法を用いています。

$$\text{オペレーションル・リスク (基礎的手法) の算定方法} \\ \frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4 %

経営内容

■信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

○信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)

(単位:百万円)

エクspoージャー区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								三月以上延滞エクspoージャー	
	貸出金		債券		内国		国外			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
製造業	1,501	1,802	-	-	1,498	1,798	-	-	-	
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建設業	100	100	-	-	100	100	-	-	-	
電気、ガス、熱供給、水道業	300	501	-	-	300	500	-	-	-	
情報通信業	105	-	-	-	100	-	-	-	-	
運輸業、郵便業	502	502	-	-	500	500	-	-	-	
卸売業、小売業	500	500	-	-	500	500	-	-	-	
金融業、保険業	5,696	5,573	-	-	900	1,000	800	800	-	
不動産業	655	654	-	-	500	500	-	-	-	
医療・福祉	703	746	703	746	-	-	-	-	-	
その他のサービス	100	100	-	-	100	100	-	-	-	
国・地方公共団体等	1,003	903	-	-	901	801	100	100	-	
個人	681	734	681	734	-	-	-	-	-	
その他の産業	32	32	-	-	-	-	-	-	-	
業種別合計	11,884	12,151	1,385	1,480	5,402	5,800	900	900	-	
1年以下	4,578	4,865	27	37	600	900	-	300		
1年超3年以下	1,866	841	166	141	1,300	500	400	100		
3年超5年以下	333	1,357	233	256	100	1,101	-	-		
5年超7年以下	1,213	724	212	224	701	200	300	300		
7年超10年以下	639	1,218	238	316	301	801	100	100		
10年超	2,912	2,809	506	503	2,298	2,198	100	100		
期間の定めのないもの	339	334	0	0	100	100	-	-		
残存期間別合計	11,884	12,151	1,385	1,480	5,402	5,800	900	900		

(注) 1. デリバティブ等のオフ・バランス取引は「金融業、保険業」において、両年度とも「10年超」7百万円の残高があります。

2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクspoージャーのことです。

3. 上記債券の業種区分「その他の産業」は、業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。

4. 当組合は限られたエリアと業種を対象に事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

5. CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P. 17 をご参照ください。

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残		増減額			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
医療・福祉	2	1	0	△0	-	-
個人	-	-	-	-	-	-
合計	2	1	0	△0	-	-

(注) 1. 当組合は限られたエリアを対象に事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 当組合は限られた業種を対象に事業活動を行っているため、他の業種区分は残高がないので記載を省略しております。

経営内容

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額			
	令和 3 年度		令和 4 年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0 %	-	1,279	-	875
10 %	-	201	-	101
20 %	2,120	3,276	1,712	3,460
35 %	-	28	-	23
50 %	2,406	2	3,307	1
75 %	-	76	-	114
100 %	501	1,794	300	1,851
150 %	-	-	-	-
250 %	-	301	-	401
その他	-	-	-	-
合 計	5,028	6,855	5,320	6,830

(注)

1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限り「格付有り」としています。
2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャーおよび CVA リスクは含まれておりません。

■信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	0	0	100	100	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を採用しています。

2. 上記「保証」には、告示(平成 18 年金融庁告示第 22 号)第 45 条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクspoージャー)、第 46 条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクspoージャー)を含みません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

○派生商品取引(外国為替関連)

与信相当額の算出に用いる方式 カレント・エクspoージャー方式 (単位:百万円)

	令和 3 年度	令和 4 年度
グロス再構築コストの額の合計額	-	-
グロスのアドオンの合計額	7	7
グロスの与信相当額	7	7

(注) 1. 担保による信用リスク削減手法の効果はありません。

2. 長期決済期間取引は行っておりません。

■証券化工エクspoージャーに関する事項

当組合は証券化工エクspoージャーに該当する資産がありません。

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

当組合はリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当する資産がありません。

経営内容

■出資等エクスポートに関する事項

○出資等エクスポートの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	203	203	178	178
非上場株式等	0	0	0	0

(注) 令和3年度より店頭市場で売買される株式等は上場株式等に含まれております。

○出資金等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	-	-
売却損	2	0
償却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	29	5

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

当組合は子会社及び関連会社に該当する会社を持ちません。

■金利リスクに関する事項

I R R B B 1 : 金利リスク

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	246	252	8	9
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	246	252	8	9
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	778		770	

(注) 1. 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な事項」の項目に記載しております。

その他

■法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の5に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。

■継続企業の前提の重要な疑義

当組合は、該当ありません。

■財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第61期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月9日

愛知県医療信用組合
理事長 梶村 豊彦

その他業務

■為替手数料

		料 金
窓口（他行あて）	3万円未満	400円
	3万円以上	600円
A T M（他行あて）	3万円未満	200円
	3万円以上	300円

(注) 1. 手数料には消費税が含まれております。
2. 当組合あては無料

■自動機手数料

他の金融機関等でご利用の場合の一例	1回
平日 18 時（土曜日 14 時）まで	110円
平日 18 時（土曜日 14 時）以降、日曜日	220円

(注) 1. 手数料には消費税が含まれております。
2. 月間 3 回までの手数料は、翌月 20 日に該当口座へ返金致します。

■両替手数料

枚 数	料 金
1枚 ~ 100 枚	無 料
101 枚 ~ 500 枚	300 円
501 枚 ~ 1,000 枚	400 円

(注) 1. 手数料には消費税が含まれております。
2. 1,001 枚以上は 500 枚毎に 200 円を加算して申し受けます。

■その他手数料

種 類	項 目	金 額
各種 証明 書	預金残高証明書	220 円
	融資残高証明書	220 円
	住宅取得控除証明書	220 円
再発行手数料	通帳再発行手数料	550 円
	キャッシュカード再発行手数料	550 円
	出資証券再発行手数料	550 円
小切手等入金	窓口小切手入金手数料(1枚あたり)	440 円

(注) 1. 手数料には消費税が含まれております。

■内国為替取扱実績

(単位:千円)

	令和 3 年度末		令和 4 年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
他の金融機関向け	4,852	3,770,120	7,313	3,864,384
他の金融機関から	6,082	3,915,162	6,463	4,094,943

その他業務

■主要な事業の内容

○預金のご案内

種類	お預入れ期間	お預入れ金額	しくみと特色
総合口座	いつでも 出し入れ自由	1円以上	出し入れ自由の普通預金、お利息の有利な定期預金、イザという時の自動融資、融資額は定期預金の90% (最高200万円)までご利用いただけます
普通預金	いつでも 出し入れ自由	1円以上	出し入れ自由でお財布代わりにお使いいただけます
決済用預金	いつでも 出し入れ自由	1円以上	預金保険で全額保護されています 無利息の預金です
積立定期預金	6ヶ月以上	1,000円以上	積立型定期預金で満期日の3ヶ月前まで預入可能です
スーパー定期	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上	まとまった資金をお得な利回りで運用できます。
期日指定 定期預金	1年以上 3年以内	1,000円以上 300万円未満	利息が利息を生む、1年複利のお得な預金です

○融資のご案内

〈手数料・保証料不要〉

金額……………最高限度1億2千万円

期間……………最長35年まで(資金使途等によりご相談)

※歯科医師会入会金融資、連帯保証人不要のマイカーローン、教育ローン、フリーローンも取扱っております。

○その他のサービスのご案内

為替サービス……………全国銀行内国為替制度により、即日資金の受送金が出来ます。
手数料については、手数料のご案内をご覧ください。

キャッシュサービス………キャッシュカードを利用して当組合始め、全国の加盟金融機関
およびコンビニ等でお引き出しが出来ます。郵便局と一部提携
金融機関等では、キャッシュカードによるご入金も出来ます。
手数料については、手数料のご案内をご覧ください。

通帳記入……………医療信の店頭・ATMでは勿論のこと、全国の信用組合(一部
を除く)のATMにおいて、通帳記入(普通預金)ができます。

その他

■ 総代会の機能について

【総代会について】

- (1) 総代会は、組合員のうちから選ばれた総代によって構成され、招集を受けて決議または選挙の方法により組合の意思を決定する最高の意思決定機関であり、かつ組合の必須の機関であります。
- (2) 通常総代会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回（事業年度終了後3月以内）招集されます。総代会の議決事項には、計算書類等の承認、次年度の事業計画、収支予算案の承認、役員の選任、定款の変更等があります。

なお、通常総代会ほか、必要があるときは臨時総代会を何時でも招集できることになっております。

【総代の選出について】

- (1) 総代の選出は、46地区ごとに行います。各地区に3名以内の選考委員をおきます。
理事長は理事会の議決により選考委員を委嘱すると共にその氏名を掲示場に掲示します。
- (2) 選考委員は、掲示のあった日から2週間以内に総代を選出し理事長に報告します。
- (3) 理事長は全地区の報告がすべて終わったときは、直ちに総代の氏名を掲示場に掲示します。
- (4) 各地区的組合員数に応じて総代数を決定します。総代の定数は120人となっています。

【第61期通常総代会の報告】

令和5年6月8日(木)11時00分から愛知県歯科医師会館 歯～とぴあホールにおいて、第61期通常総代会が開催され、総代119名の内107名（うち委任状出席50名）が出席。4議案について審議が行われ、全ての議案が承認されました。

○報告事項

(1) 監査報告

(2) 第61期事業報告

○議決事項

第1号議案 第61期計算書類（貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案）承認の件

第2号議案 第62期事業計画および収支予算案承認の件

第3号議案 役員任期満了に伴う改選の件

第4号議案 退任役員に対する慰労金贈呈の件

■ 総代の地区別定数

(令和5年6月総代会翌日から令和7年6月総代会まで)

地区名	定数	地区名	定数	地区名	定数	地区名	定数
名古屋市千種区	4	名古屋市熱田区	1	東海市	2	安城市	3
名東区	4	中川区	4	愛豊	4	西尾市	3
東区	2	南区	2	尾張旭市	2	豊田加茂	6
北区	3	緑区	4	尾北	3	知立市	1
守山区	2	一宮市	4	犬山扶桑	1	田原市	1
西区	3	瀬戸	3	海部	3	新城	1
中村区	3	半田	2	稻沢市	2	北設楽郡	1
中区	4	春日井市	4	豊橋市	5	蒲郡市	1
港区	2	津島市	1	岡崎	4	岐阜県	1
昭和区	2	小牧市	3	豊川市	3	三重県	1
天白区	3	西春日井	2	碧南	1		
瑞穂区	2	知多郡	4	刈谷市	3		

*総代氏名等については愛知県歯科医師会館内の当組合に掲示しております。

その他

■報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。

対象役員に対する報酬等は、基本報酬、手当、退職慰労金で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

全役員の基本報酬、手当につきましては、総代会において、理事及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、当組合の理事会において決定しております。監事につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、役員退職慰労金規程において、算出基準額、支給率を定めています。

(2) 役員に対する報酬

(単位:千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	13,500	20,000
監事	2,070	3,000
合計	15,570	23,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事7名、監事3名です。

注3. 上記以外に支払った役員退職慰労金、役員賞与金はありません。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号) 第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

注2. 「同等額」は、令和4年度に常勤役員に支払った報酬等としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「職員給与規程」及び「職員退職給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

索引

ごあいさつ	1
【概況・組織】	
1 事業方針	2
2 事業の組織 *	2
3 役員一覧 (理事及び監事の氏名・役職名) *	3
4 店舗一覧 (事務所の所在地) *	3
5 自動機器設置状況	3
6 営業地区と対象者	3
7 組合員数	3
8 子会社の状況	該当なし
【主要事業内容】	
9 主要な事業の内容 *	30
10 信用組合の代理業者*	取扱いなし
【業務に関する事項】	
11 事業の概況 *	4
12 経常収益 *	12
13 業務純益	11
14 経常利益 *	12
15 当期純利益 *	12
16 出資総額、出資総口数 *	12
17 純資産額 *	12
18 総資産額 *	12
19 預金積金残高 *	12
20 貸出金残高 *	12
21 有価証券残高 *	12
22 単体自己資本比率 *	12
23 出資配当金 *	12
24 職員数 *	12
【主要業務に関する指標】	
25 業務粗利益及び業務粗利益率 *	11
26 資金運用収支、役務取引等収支 及びその他業務収支 *	11
27 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り、資金利鞘 *	12
28 受取利息、支払利息の増減 *	11
29 役務取引の状況	11
30 その他業務収益の内訳	16
31 経費の内訳	11
32 総資産経常利益率 *	12
33 総資産当期純利益率 *	12
【預金に関する指標】	
34 預金種目別平均残高 *	16
35 預金者別預金残高	16
36 財形貯蓄残高	取扱いなし
37 職員1人当たり預金残高	16
38 1店舗当たり預金残高	16
39 定期預金種類別残高 *	16
【貸出金等に関する指標】	
40 貸出金種類別平均残高 *	17
41 担保種類別貸出残高及び債務保証見返額 *	17
42 貸出本金利区分別残高 *	17
43 貸出金使途別残高 *	17
44 貸出金業種別残高・構成比 *	17
45 預貸率(期末・期中平均) *	16
46 消費者ローン・住宅ローン残高	取扱いなし
47 代理貸付残高の内訳	取扱いなし
48 職員1人当たり貸出金残高	16
49 1店舗当たり貸出金残高	16
【有価証券に関する指標】	
50 商品有価証券の種類別平均残高 *取扱いなし	
51 有価証券の種類別平均残高 *	17
52 有価証券種類別残存期間別残高 *	17
53 預証率(期末・期中平均) *	16
【経営管理体制に関する事項】	
54 法令遵守の体制 *	20
55 リスク管理体制 *	21. 22. 23 資料編
56 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	20
【財産の状況】	
57 貸借対照表、損益計算書、 剩余金処分計算書 *5. 6. 7. 8. 9. 10. 11	
58 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 *	18
59 自己資本充実状況(自己資本比率明細) *	13. 14
60 有価証券、金銭の信託等の評価 *	14. 15
61 外貨建資産残高	取扱いなし
62 オフバランス取引の状況	15
63 先物取引の時価状況	取扱いなし
64 オプション取引の時価情報	取扱いなし
65 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *	17
66 貸出金償却の額 *	17
67 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について#	28
68 会計監査人による監査 *	28
【その他の業務】	
69 内国為替取扱実績	29
70 外国為替取扱実績	取扱いなし
71 公共債窓販実績	取扱いなし
72 公共債引受額	取扱いなし
73 手数料一覧	29
【その他】	
74 当組合の考え方	2
75 沿革・歩み	3
76 繙続企業の前提の重要な疑義 *	28
77 総代会について#	31
78 報酬体系について#	32
79 地域貢献#	19
80 地域密着型金融の取組状況#	該当なし
81 中小企業の経営改善及び地域の活性化のため の取組状況*	19
82 「経営者保証に関するガイドライン」への対応#	19

各開示項目は、上記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、#印は「監督指針の要請」に基づく開示項目です。

愛知県医療信用組合

〒460-0002

名古屋市中区丸の内三丁目5番18号

TEL 052-962-9569

FAX 052-951-8651